

巢山の赤鬼がやってきた 落合保育園

今年も巢山の赤鬼が、落合保育園にやってきました。「意地悪をしている子はいないかー！」「先生やお父さんお母さんの言うことを聴かない子はいないかー！」と各教室を行ったり来たり大暴れ。赤鬼に捕まりそうなお友達を助けるため、勇気を振り絞って「おにはーそとー！ふくはーうちー！」と、大きな声でたくさん豆をまいて、鬼を追い払いました。



みんないっしょに「おにはーそとー」



友達を助けるぞ！

落合まち協が市長に要望書提出

2月14日に市役所市長公室において、落合まちづくり推進協議会（吉村会長）が青山節児市長に、今年度まち協役員会、部会等で検討してきた課題について、要望書として取りまとめ直接、手渡しました。要望書の内容は「井ノ下～山ノ田線道路改良事業の促進について」「井巾公園の再整備について」「落合公民館駐車場用地の取得・整備、ホールの耐震化、照明・音響設備の更新、外壁修繕について」の3点です。まち協からは会長他4名、市側は市長、基盤整備部長、文化スポーツ部長が、また伊佐治市議、楯市議、吉村市議も同席の中、それぞれの要望事項について協議を行いました。市長からは、お互い知恵を出し合い、協力をしながら、検討していきましょうという発言がありました。



落合宿が「岐阜の宝もの」に認定されました

落合宿を含む「中山道ぎふ17宿」が「岐阜の宝もの」に認定され、3月9日に岐阜市のじゅうろくプラザで開催された「第6回飛騨・美濃じまんミーティング」で、認定証が落合まちづくり推進協議会吉村会長に古田知事から手渡されました。

「岐阜の宝もの」は地域の身近にある観光資源に磨きをかけ、全国に通用するふるさと自慢づくりを推進するもので、「中山道ぎふ17宿」は5件目の認定となります。中津川では、「東濃地方の地歌舞伎と芝居小屋（中津川市・恵那市・瑞浪市）」も認定されています。

3月17日（日）には、中津川宿～落合宿～馬籠宿をコースとした「中山道ぎふ17宿歩き旅 はじめの一步ウォーク 島崎藤村『夜明け前』の地を歩く」が開催され、落合宿では助け合い大釜の前で、ねぶ茶のサービスする休憩所を設置します。中山道ウォーキングをきっかけに、落合宿を訪れる人が増えることを期待しています。国史跡に指定された本陣から新茶屋までの歴史的価値のある中山道の景観を地域全体で守って行きたいですね。



平成25年3月
行事予定表

日付	ゴミ	行事
1 金	資源	
2 土		米粉の料理教室(13:30~)
3 日		
4 月	可燃	キッズクラブ(10:00~)
5 火		市県民税確定申告(落合事務所)
6 水		市県民税確定申告(落合事務所)
7 木	可燃	
8 金		中学校卒業式
9 土		
10 日		
11 月	可燃	
12 火		
13 水	不燃	歴史教室(13:30~)
14 木	可燃	老人クラブ芸能発表会(13:00~) しあわせ健康体操(13:30~)
15 金		
16 土		
17 日		杉松稻荷例祭、はじめの一步ウォーク
18 月	可燃	
19 火		学校施設利用者説明会(19:00~)
20 水		春分の日
21 木	可燃	
22 金		
23 土		女性大学(10:00~)
24 日		
25 月	可燃	小学校卒業式
26 火		区長会(19:00~)
27 水	大型	保育園卒園式
28 木	可燃	
29 金		
30 土		
31 日		

市・県民税申告(落合事務所開催分)

受付日	午前(9:00~12:00)	午後(13:00~16:00)
3月5日(火)	1号区、2・3号区、4号区、雇用促進区	6号区、11号区
3月6日(水)	5号区、7号区、8号区、9号区	10号区、12号区

第30回老人クラブ芸能発表会を開催します

落合地区老人クラブ連合会(井口篤会長)では、毎年恒例の『老人クラブ芸能発表会』を下記の日程で開催します。ぜひお出かけいただき、日頃の練習の成果をご覧ください。

日時 3月14日(木) 午後1時開演
会場 落合公民館「ホール」

学校施設利用者説明会を開催します

落合小・中学校施設利用者説明会を下記のとおり開催しますので、来年度に落合小・中学校施設(体育館・グラウンド)をご利用される予定のある団体におかれましては、代表者の方のご出席をお願いいたします。

※平成24年度に団体登録届を提出された団体には案内通知を送付しています。

日時 3月19日(火) 19時~
会場 落合公民館「和室」



落合事務所・学校施設(小学校・中学校)使用料納付のお願い

日頃から、多くの方に各施設をご利用いただきありがとうございます。平成25年3月31日までの各施設の使用料に未納がある団体(および個人)の皆様方におかれましては、3月22日(金)までに納付をお願いいたします。やむを得ない理由により使用料納付後に使用されなかった旨をご連絡いただいた場合は、使用料が還付となりますので、落合事務所までご連絡ください。なお、窓口業務時間に都合の悪い方は、都合の良い日時を落合事務所までご連絡ください。

編集・発行 落合事務所

住所 中津川市落合 728 番地の 2 電話 0573-69-3201 FAX 0573-61-0001

<http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/branch/ochiai/>